

「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料 Version1」における 政府機関・地方自治体でのエコマーク使用料等の減免措置について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料（BDF）は、市民の協力の下、地方自治体等が主体となって回収した廃食用油を原料として製造される事例も多く、清掃車やバス等に広く活用されています。こうしたケースで政府機関・地方自治体またはその関連機関がエコマーク認定を申し込む場合、現行のエコマーク料金規定の適用には馴染まないことから、以下のとおりエコマーク使用における費用を無料とする措置を講じることとします。

1. 本措置の対象組織

原則として、政府機関（官公庁）、地方自治体（都道府県・市区町村）、またはその関連機関（国立学校、公立学校等）とします。

2. 適用条件

本措置の適用は申請によるものとし、かつ、以下(1)および(2)を満たすことを条件とします。

- (1) エコマーク認定を受けた BDF は、主に対象組織が自ら使用するものであること。原則として、販売目的の商品ではないこと。
- (2) エコマーク認定を受けた BDF を使用する対象物等（清掃車、バス、公用車、発電機、製造プラント等）に、エコマークを表示すること。また、住民等に対してエコマーク認定 BDF の使用に関する普及広報活動を行うこと。

3. エコマーク使用料等の免除

本措置の適用を受ける場合、エコマーク料金規定に定めるエコマーク商品認定審査料および認定有効期間に係るエコマーク使用料を免除します。

4. 申請方法

「エコマーク商品認定・使用申込書（様式2-2）」（政府機関・地方自治体等における BDF 申請用）、付属証明書等の認定基準への適合について説明する資料・証明書等、エコマークの表示設計図（予定）をエコマーク事務局まで郵送または持参にてご提出ください。

5. 本措置の適用可否

本措置の適用可否は「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」に記載し、申請者に通知します。

本措置は、2017年8月1日から実施します。